

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」
推進会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の推進を図るため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 適切な進捗管理による目標の達成に関すること。
- (2) 全庁的な連携による効率的な施策展開に関すること。
- (3) 取組みの見える化による県民理解の促進に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、本部長、副本部長、及び本部員をもって組織する。

- 2 会議の本部長、副本部長は副知事とし、本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 前項の規定に関わらず、本部長は必要に応じ構成員を追加することができる。
- 4 前条の事務を具体的に検討・推進するために、関係課長等を構成員とした幹事会を設置する。

(本部長)

第4条 本部長は、会議の事務を総括する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集する。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議は、本部長が必要であると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、静岡県危機管理部危機政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月19日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」推進会議構成員

本部員

部 局	職
	難波副知事（本部長）
	出野副知事（副本部長）
	危機管理監兼危機管理部長
知事直轄組織	政策推進担当部長
経営管理部	経営管理部長
くらし・環境部	くらし・環境部長
スポーツ・文化観光部	スポーツ・文化観光部長
健康福祉部	健康福祉部長
経済産業部	経済産業部長
交通基盤部	交通基盤部長
企業局	企業局長
教育委員会	教育部長
警察本部	警備部長